

学校における感染症による出席停止について（お知らせ）

下記の学校における感染症にお子様がかかられた場合、学校保健安全法19条の規定により、出席停止となり、医師から登校してもよいという許可が出ないと登校できないことになっております。さらに、登校する際には、医師に登校許可書に必要事項を記入・押印してもらい、担任に提出することが必要です（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く。※参照）。これらにつきましてご理解くださいますようお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」として定められていますので、第一種の学校感染症となります。

学校における感染症と出席停止の期間				
分類	病名	出席停止の基準		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、ものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで	※新型コロナウイルス感染症は「出席停止の連絡票」を提出。	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで	※「インフルエンザ治癒報告書」を提出。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで		
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで			
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎			
	その他の感染症	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能	
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
ヘルパンギーナ 等	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可			

※ インフルエンザは「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を、新型コロナウイルス感染症は「出席停止の連絡票」を保護者が記入し、学校へ提出する。医師による「登校許可書」は原則不要。